金沢市における下水道整備計画区域の見直しについて

１. 見直しの背景

金沢市では、都市の健全な発達と公衆衛生の向上のため、昭和３７年度より公共下水道事業に着手し、随時計画区域を広げながら整備を進め、平成２７年度には工業地域の一部などを除き概ねの整備が終了しました。（平成 29 年度末現在：下水道普及率　97.9%）

一方で、近年の社会情勢は人口減少社会の到来など大きく変化しており、公共下水道事業の運営においては、人口減少や下水道施設の老朽化対策などの課題に対応するため、より一層の効率化が求められております。

このため、金沢市内に残る下水道未整備地域については、汚水処理施設の効率化やまちづくりの長期的な視点を踏まえ、集合処理（下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）との経済比較や都市計画との整合を図り、下水道整備計画区域を見直していくこととしています。

（資料１）下水道整備計画区域見直しのイメージ

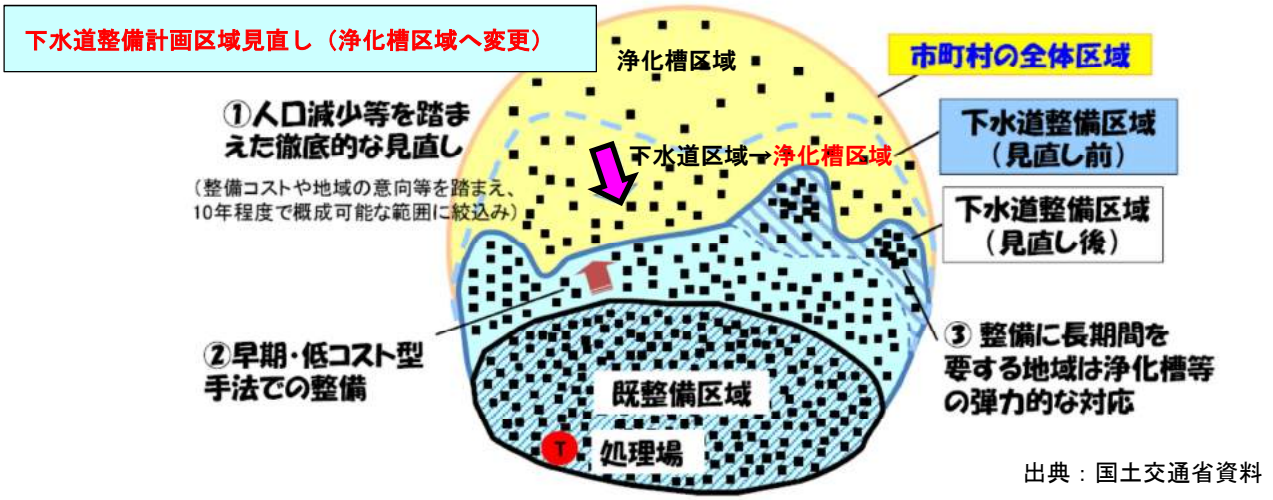

出典：国土交通省資料

（資料２）集合処理（下水道）と個別処理（合併処理浄化槽）のコストイメージ

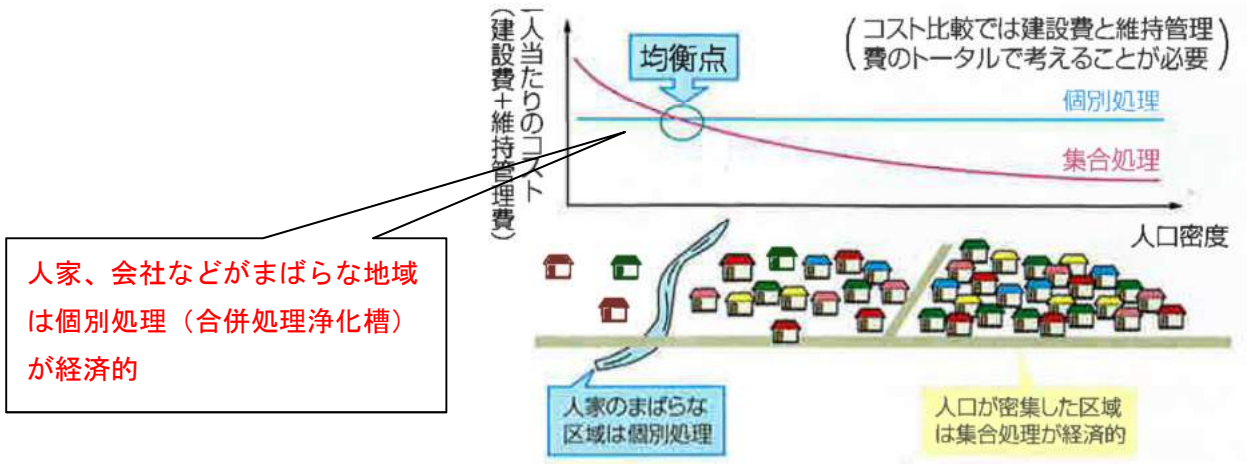

出典：石川の生活排水処理施設

２．下水道整備計画区域見直しに係る視点

（１）工業専用地域

工業専用地域のうち、下水道整備費、維持管理費が集合処理（下水道）に比べて個別処理（合併処理浄化槽）が経済的な地域について検討を行います。

（２）市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であることに加え、人口減少社会の到来によるコンパクトなまちづくりの推進など都市計画との整合を図る必要があることから、長期的なまちづくりの視点で検討を行います。

（３）その他

下水道管の多くは自然流下により汚水を下水処理場まで送水していますが、道路より低い窪地など地理的、地形的に下水道管へ接続することが難しい箇所について検討を行います。

３．浄化槽区域の汚水処理

浄化槽区域で汚水が発生する場合は、浄化槽法に基づく合併処理浄化槽※2（個人設置）によって汚水を処理する必要があります。

また、現在単独処理浄化槽※1を使用している場合、合併処理浄化槽への変更に努める必要があります。

※1　単独処理浄化槽：トイレの汚水のみを処理

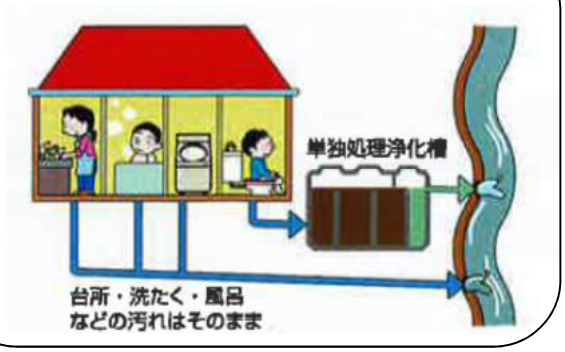

※2　合併処理浄化槽：全ての汚水を処理

【お問い合わせ】
金沢市 企業局
建設部 建設課 下水道計画係
TEL　076-220-2381

金沢市公共・特環下水道計画区域図

臨海処理区

浅野処理区

西部処理区

犀川左岸流域下水道事業関連
犀川左岸処理区

特定環境保全公共下水道事業
湯涌処理区

凡　例	
整備済区域	
未整備区域	
見直し検討区域（未整備区域）	

平成30年3月末現在

（注）区域は、概ねの区域を示す

※図に示すことのできない小規模な区域についても下水道整備計画区域見直しを検討します

凡　例	
都市計画区域	
平成12年度DID	
市街化区域	
認可区域	
処理区域界	
水質環境基準水域	
全体計画区域	
整備済区域	
流域幹線	

1:25,000

金沢市